

第六十四回
帝國議會
貴族院

辯護士法改正法律案特別委員會議事速記錄第二號

昭和八年三月二十三日(木曜日)午前十時

十八分開會

○委員長(子爵渡邊千冬君) 是ヨリ委員會

ヲ開キマス、昨日ニ引續キマシテ御質問ヲ
願ヒタイト思ヒマス

○岩田宙造君 十八條ノ辯護士ノ事務所ニ

事務所ヲ設ケト念ノ爲ニ御尋シタイノデス
ガ、昨日ノ政府委員ノ御説明ニ依リマスル

ト、衆議院デ修正ニナリマシタ二個以上ノ

事務所ヲ設クル例外ノ場合ハ、是ハ其事務
所ハ其所屬辯護士會ノ地域内デナクテモ宜
シ、例ヘバ東京ノ登記辯護士ガ大阪ニ更
ニモウ一つ事務所ヲ共同デ設クルト云フヤ

ウナコトハ、斯ウ云フコトヲ認メル意味ノ
修正ダト云フ風ニ伺ッタノデアリマスガ、チ

ヨット此十八條ノ第一項ヲ見マスト「辯護士
ノ事務所ハ所屬辯護士會ノ地域内ニ之ヲ設
クベシ」トアリマシテ、増設ノ場合デモ何ン

デモ事務所ハ所屬辯護士會ノ地域内ニナケ
レバナラヌト云フヤウニチヨット讀メルノ
デアリマスガ、是ハ差支ナイノデアリマス
カ

○政府委員(木村尚達君) 昨日ノ言葉ガ足
リマセヌデシタカモ知レマセヌガ、東京ノ
事務所ヲ設ケル時

辯護士ガ一人行テ大阪ニ事務所ヲ開クト
云フコトハ此法律デハ認メテ居ナイ積リデ
アリマス、必ズ此大阪ノ各地方裁判所デ事
務所ヲ設ケルニハ必ズ此所屬ノ辯護士會ニ
事務所ヲ設ケテ居リマシテ、其事務

所ニ東京ノ辯護士ガ大阪ノ所屬辯護士ノ事
務所ニ行シテ共ニ事務所ヲ設ケテ執務スル
時ハ此限リニアラズト、其趣旨デ此但書ハ
言フタ譯デアリマス

○岩田宙造君 其意味ニ致シマシテモ東京
ノ辯護士ノ方カラ申シマスルト云フト、矢
張リ大阪ニ事務所ヲ設ケルト云フコトニナ
ルノデヤナイカト思ヒマスガ……

○政府委員(木村尚達君) サウデゴザイマ
ス

○政府委員(木村尚達君) 尤モナ御議論デ
ゴザイマスガ、第一項ヲ原則的ノ規定ト致
シマシテ、辯護士ハ原則トシテハ其所屬辯
護士會ノ地域内ニ設クルト云フ此原則ガア
リマシテ、矢張リ此但書ハ其原則ニ對シテ
チヨット或ハ無理カモ知レマセヌガ、先ニ

御説明申シマシタヤウニ、其基本的ノ辯護
士事務所ハ必ズ所屬辯護士會ノ地域内ニナ
ガ、但書ヲ設ケタ以上ハ、此第一項ノ必ズ
スル場合ニ、其他人ノ辯護士事務所ニ於テ
ケレバナラヌト云フ意味ノ、サウ云フ形ニ
仕事ヲスル場合ハ、其辯護士ガ自分ノ地域
變ヘナケレバナラヌノデハナイデスカ、サ
ウスレバ第一項ハ唯事務所ヲ設ケナケレバ
ナラヌト云フ義務ヲ決メタソダカラ、今度
一ツアル以上ハ二個以上例外デモ設ケル時

ニハ、此後ノ増加シタ方ハ何處ニ設ケテ宜
イノダ、斯ウ云フコトデ御説明ノ通リニナ
ルノデハナイカト思フノデアリマスガ、
原案ノ儘ニシテ置クト云フト、辯護士ノ事
務所ハ必ズ所屬辯護士會ノ地域内ニナケレ
バナラヌト云フ制限ハ、一個ノ場合デモ、
二個ノ場合デモ此制度ヲ受ケル結果ニナル
ノデハナイカト云フ疑ヒヲ持ツノデアリマ
ス

○岩田宙造君 二個ノ場合デモ此制度ヲ受
ケル結果ニナルノデハナイカト云フ疑ヒヲ
持ツノデアリマス

○政府委員(木村尚達君) 尤モナ御議論デ
ゴザイマスガ、第一項ヲ原則的ノ規定ト致
シマシテ、辯護士ハ原則トシテハ其所屬辯
護士會ノ地域内ニ設クルト云フ此原則ガア
リマシテ、矢張リ此但書ハ其原則ニ對シテ
チヨット或ハ無理カモ知レマセヌガ、先ニ

御説明申シマシタヤウニ、其基本的ノ辯護
士事務所ハ必ズ所屬辯護士會ノ地域内ニナ
ガ、但書ヲ設ケタ以上ハ、此第一項ノ必ズ
スル場合ニ、其他人ノ辯護士事務所ニ於テ
ケレバナラヌト云フ意味ノ、サウ云フ形ニ
仕事ヲスル場合ハ、其辯護士ガ自分ノ地域
變ヘナケレバナラヌノデハナイデスカ、サ
ウスレバ第一項ハ唯事務所ヲ設ケナケレバ
ナラヌト云フ義務ヲ決メタソダカラ、今度
一ツアル以上ハ二個以上例外デモ設ケル時

ヒマスガ、速記ヲ止メテ差向ヒデ御話ヲシ
タ方ガ宜クアリマセヌカ

○岩田宙造君 サウ願ヘレバ……

○委員長(子爵渡邊千冬君) ソレデハ速記
ヲ止メテ……

午前十時二十五分速記中止

午前十一時五十五分速記開始

○委員長(子爵渡邊千冬君) 速記開始

○岩田宙造君 三十一條ノ第三項デアリマ
スガ、「第十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ
準用ス」トナツテ居リマスガ、此第十條ト云
フノハ第十條第二項トナルノデハアリマス
マイカ、十條ノ第一項ハ辯護士ガ其所屬ヲ
變更セントスル時ノ手續ヲ規定シタノデア
リマシテ、サウンシテ第二項ニ於テ所屬ヲ變
更シタ場合ニハ直ニ舊所屬辯護士會ニ其旨
ヲ届ケ出ズベシト云フコトガ第二項ノ規定
ナツテ居ルノデアリマス、ソレデ第三十一條
ノ第二項ハ「辯護士會ノ設立アリタルトキ
ハ前項ノ辯護士ハ當然舊所屬辯護士會ヲ
退會シ其ノ會員ト爲ル」「其ノ會員」ト云フ
ノハ新シク出來タ會ノ會員ニナルノデアリ
マスカラ、其ノ新シキ會ノ會員ニナツ時ニ
ナスペキ手續トシテハ舊所屬辯護士會ヲ退會シ

タカラ舊辯護士會ノ方ニ其旨ヲ届出デサヘ
スレバ宜イノデアッテ、今度新シイ方ニ入ル
方ノ手續ハ何等スル餘地ガナイノデアリマ
ス、シナクテモ宜イノデハナイカト思フノ
デアリマス、デアリマスカラ、第十條第二
項ダケノ舊イ方ニ今度ハ新會ヲ設立シテ新
會ノ方ニ入ッタカラ舊會ノ方ハ脱退イタシ
マシタト云フ届出ダケラスレバ宜イコトニ
ナルノデ、從テ第十條ト云フノ第十條第二
項トナルノデハナイカト思フノデゴザイマ
スガ……

○政府委員(木村尙達君) 其場合ニモ矢張
リ登録ノ請求ダケハ、第十條ノ第一項ノ場
合ニモ書式ニ基イテ其會ヲ通ジテ司法大臣
ニ出サネバナラヌト云フ意味ヲ含メテ、一
項ト二項トノミ準用シタラ宜カラウ、サウ
云フ頭デソレガ出來マシタ、手續ノ點ダケ
ヲ準用ノ中ニ入レタノデアリマス

○岩田宙造君 諱イヤウデアリマスケレド
モ、三十一條ノ第三項ハ「前項ノ場合ニ之
ヲ準用ストアリマシテ、前項ノ場合ト云フ
ノハ第一項ノ場合デハナイノデアリマスカ
ラ、其新シイ會設立ノ手續ヲスル場合デハ
ナイノデアッテ、手續ガ出來テ新シイ會ガ
出來タ時ニハ、之ヲ準用スルト云フノデア
リマスカラ、只今ノ御説明ニナリマシタ所
ノ設立ノ際ニサウ云フ書面ヲ附ケテ出スト
云フコトハ全然關係ノナイ規定ノヤウニ思
フノデアリマス、從テ舊所屬辯護士會ニ對
スル關係カラ申シマスレバ、モウソレハ退
會シタノダカラ、退會届ヲ出セバ宜イコト
ニナルノデアリマシテ、ソレト同ジヤウニ
新シイ辯護士會ニ對スル關係カラ言ヒマス
レバ、既ニソコニ入ラテ居リマスカラ入ル
方ノ手續ヲスルト云フ餘地ハナイヤウニ考
ヘラレルノデアリマス

○委員長(子爵渡邊千冬君) 速記開始、本
日ハ是デ散會イタシマス

(速記中止)

午前十一時二十一分散會

出席者左ノ如シ	委員長	子爵渡邊 千冬君
	副委員長	板谷 宮吉君
	委員	公爵山縣 有道君
		子爵織田 信恒君
		木場 貞長君
		男爵徳川 喜翰君
		藤澤幾之輔君
		岩田 宙造君
		大西虎之介君

政府委員

司法政務次官 八並 武治君	司法省刑事局長 木村 尚達君

○政府委員(木村尙達君) 其以前ニ設立シ
マス、設立ノ届出ヲ出シマス場合ニ、登記
外ノ請求ヲク付ケテ出ス、サウ云フコトデ
サイ